

2 民間給与関係資料

平成 19 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 19 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療・福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された 9,541 事業所

イ 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,019 事業所を無作為に抽出選定した。調査の完了した事業所は第 10 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

ウ 調査実人員

45,348 人（うち初任給関係職種 6,274 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
			1,000 人以上 (1,000人～)	100 人以上 1,000 人未満 (100人～999人)	100 人未満 (50人～99人)
		事業所	事業所	事業所	事業所
漁 業		2	1	1	0
鉱 業 、 建 設 業		76	28	33	15
製 造 業		214	70	124	20
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業		186	45	100	41
卸 売 ・ 小 売 業		149	28	97	24
金融・保険業、不動産業		81	34	36	11
医療、福祉、教育、 学習支援業、サービス業		84	20	56	8
計		792	226	447	119

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が 227 あった。

第 11 表 民間における昇給制度の状況

項 目 役職段階	昇給制度 あり	昇 給 制 度 の 内 容			昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	87.7 %	33.2 %	71.4 %	47.0 %	12.3 %
管理職(課長級)	63.6 %	19.8 %	53.8 %	32.5 %	36.4 %

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
一 般 従 業 員	83.4 %	79.6 %	32.3 %	4.5 %	42.8 %	3.8 %	16.6 %
管理職(課長級)	54.5 %	51.7 %	19.5 %	3.1 %	29.1 %	2.8 %	45.5 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 13 表 民間における特別給（賞与）の配分状況

	管 理 職 (課 長 級)		一 般 従 業 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	43.7 %	56.3 %	51.6 %	48.4 %

第 14 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企 業 規 模				
区 分		規 模 計	1,000 人以上 (1,000 人～)	1,000 人未満 (50 人～999 人)
平均所定内給与月額	下半期	400,986 円	426,397 円	366,727 円
	上半期	402,073 円	427,985 円	366,916 円
特別給の支給額	下半期	892,395 円	1,024,383 円	713,522 円
	上半期	916,515 円	1,061,777 円	715,097 円
特別給の支給割合	下半期	2.23 月分	2.40 月分	1.95 月分
	上半期	2.28 月分	2.48 月分	1.95 月分
	年間計	4.51 月分	4.88 月分	3.90 月分

(注) 下半期とは平成 18 年 8 月から平成 19 年 1 月まで、上半期とは平成 19 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.45 月である。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	15,128 円
配 偶 者 と 子 1 人	22,521 円
配 偶 者 と 子 2 人	29,556 円

(注) 1 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
2 支給月額、家族手当が平成 17 年以降改定された事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については 13,500 円、配偶者以外については、1 人目及び 2 人目がそれぞれ 6,000 円、3 人目が 5,000 円である。なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 1 人につき、4,000 円が加算される。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	59.4 %
非 支 給	40.6 %

第 17 表 民間における所定労働時間の状況

区 分	1 日 単 位	1 週 間 単 位
平均所定労働時間数	7 時間 4 0 分	3 8 時間 2 9 分

(注) 平均所定労働時間数は、事務・管理部門の所定労働時間である。

第 18 表 公民給与比較の対応関係

行政職給料表 (一)	企 業 規 模		
	1,000 人以上 (1,000 人～)	100 人以上 1,000 人未満 (100 人～999 人)	100 人未満 (50 人～99 人)
8 級	支 店 長、工 場 長、 部 長、部 次 長		
7 級		支 店 長、工 場 長、 部 長、部 次 長	
6 級	課 長		支 店 長、工 場 長、 部 長、部 次 長
5 級	課 長 代 理	課 長	課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級	主 任	係 長	係 長
2 級	係 員	主 任	主 任
1 級		主 任、係 員	主 任、係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第 19 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上 (1,000人～)	100 人以上 1,000 人未満 (100人～999人)	100 人未満 (50人～99人)
			円	円	円	円
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	199,821	199,886	199,066	203,579
		短 大 卒	174,288	174,620	174,347	172,266
		高 校 卒	160,282	163,580	160,426	152,100
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	202,897	201,773	201,860	208,135
		短 大 卒	183,381	182,874	180,548	194,000
		高 校 卒	166,081	162,104	165,766	179,380
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	200,514	200,284	199,667	204,978
		短 大 卒	176,401	175,983	175,869	180,852
		高 校 卒	162,784	162,989	162,863	161,809
新 卒 研 究 員		大 学 卒	204,595	200,187	207,240	—
※ 新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
※ 準 新 卒 医 師		医 大 卒	224,891	200,000	260,900	—
※ 準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	203,800	203,800	—	—
※ 準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		短 大 卒	—	—	—	—
※ 新 卒 栄 養 士		短 大 卒	180,600	180,600	—	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	222,663	241,131	182,300	—
※ 準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	192,412	—	192,412	—
※ 新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
※ 新 卒 大 学 助 手		大 学 卒	—	—	—	—
※ 新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	208,454	—	208,454	—
※ 新 卒 船 員		海員学校卒	180,155	—	180,155	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成 18 年度中に資格免許を取得し、平成 19 年 4 月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成 16 年 3 月医大卒業後、平成 16 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 19 年 4 月までの間に採用された者に限っている。
- 3 ※印のあるものは、調査実人員が 20 人以下であることを示す。

第 20 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種（規模計）

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	50.7	804,538	804,538	0	構成員 50 人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	50.9	700,604	700,604	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	47.9	684,656	684,656	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長	45.6	576,260	566,657	9,603	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	41.2	606,808	512,379	94,429	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長	39.5	472,187	399,429	72,758	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
事 務 主 任	36.2	410,203	342,215	67,988	
事 務 係 員	31.6	317,512	266,874	50,638	
工 場 長	53.3	726,456	726,456	0	構成員 50 人以上の工場の長
技 術 部 長	50.9	659,531	659,531	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.5	588,300	588,300	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技 術 課 長	46.0	547,333	543,420	3,913	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	42.8	537,896	530,107	7,789	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
技 術 係 長	38.3	453,642	383,028	70,614	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
技 術 主 任	35.6	427,973	344,201	83,772	
技 術 係 員	30.3	342,290	272,062	70,228	

（注） 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない。（第 20 表においてすべて同じ。）

研究関係職種（規模計）

職 種 \ 区 分	平均 年 齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
研 究 所 長	56.1	862,861	862,861	0	構成員 50 人以上の所の長
研 究 部（課）長	47.3	655,784	655,535	249	2室（係）以上又は構成員 7 人以上の部（課）の長
研 究 室（係）長	42.6	654,258	593,227	61,031	構成員 3 人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	41.3	514,579	491,630	22,949	下記研究員より上位の者
研 究 員	33.5	394,024	343,254	50,770	
研 究 補 助 員	26.9	266,028	237,316	28,712	

医療関係職種（規模計）

職 種	区 分	平均 年 齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与			
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
病 院 長		62.6	1,323,891	1,323,891	0	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長		53.9	1,165,320	1,165,320	0	院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長		51.7	1,041,966	1,012,065	29,901	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師		42.0	887,179	850,367	36,812	
歯 科 医 師		47.0	903,800	903,800	0	
薬 局 長		47.6	489,561	461,665	27,896	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師		32.9	331,590	300,512	31,078	
診 療 放 射 線 技 師		40.1	438,343	405,035	33,308	
臨 床 検 査 技 師		45.2	434,564	409,633	24,931	
栄 養 士		36.2	312,475	290,962	21,513	
理 学 療 法 士		33.3	327,783	304,226	23,557	
作 業 療 法 士		34.2	295,895	289,376	6,519	
総 看 護 師 長		56.4	602,875	602,875	0	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長		44.5	460,690	416,932	43,758	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師		35.1	359,104	312,205	46,899	
准 看 護 師		44.2	354,040	295,416	58,624	

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年 齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		66.0	1,048,500	1,048,500	0	
大 学 副 学 長		60.3	874,322	874,322	0	
大 学 学 部 長		57.9	849,651	849,651	0	
大 学 教 授		56.2	728,716	723,714	5,002	
大 学 准 教 授		45.9	562,447	562,100	347	
大 学 講 師		39.3	453,524	453,372	152	
大 学 助 教		33.6	393,241	393,165	76	
大 学 助 手		31.1	314,587	314,587	0	
高 等 学 校 校 長		62.0	794,833	794,833	0	
高 等 学 校 教 頭		56.1	689,069	689,069	0	
高 等 学 校 教 諭		45.6	511,224	511,224	0	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年 齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		52.6	728,433	676,252	52,181	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		43.7	571,356	391,073	180,283	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		41.7	505,652	352,000	153,652	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		27.5	405,498	278,639	126,859	
運 航 士		—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長		55.6	556,649	402,013	154,636	
甲 板 手 ・ 操 機 手		44.5	467,055	325,738	141,317	
甲 板 員 ・ 機 関 員		22.7	321,577	231,560	90,017	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種 \ 区 分	平均 年 齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く
電 話 交 換 手	48.2	388,847	370,307	18,540	
自家用乗用自動車運転手	49.9	426,768	333,679	93,089	
守 衛	52.2	406,774	356,282	50,492	
用 務 員	51.3	384,066	371,127	12,939	

その２ 公民給与比較の対象職種
事務・技術関係職種（1,000人以上）

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	50.6	805,232	805,232	0	構成員 50 人以上の支店（社）の長（8級）
事 務 部 長	51.2	758,443	758,443	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（8級）
事 務 部 次 長	47.2	719,301	719,301	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（8級）
事 務 課 長	45.4	597,982	585,944	12,038	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（6級）
事 務 課 長 代 理	41.0	629,141	523,913	105,228	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職（5級）
事 務 係 長	39.8	503,038	415,946	87,092	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（4級）
事 務 主 任	36.4	447,897	363,797	84,100	（3級、一部は4級）
事 務 係 員	32.1	332,611	274,593	58,018	（1級、2級）
工 場 長	53.2	745,869	745,869	0	構成員 50 人以上の工場の長（8級）
技 術 部 長	51.4	690,926	690,926	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（8級）
技 術 部 次 長	52.1	626,093	626,093	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（8級）
技 術 課 長	48.1	586,564	583,966	2,598	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（6級）
技 術 課 長 代 理	44.0	566,368	565,029	1,339	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職（5級）
技 術 係 長	40.2	504,210	434,981	69,229	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（4級）
技 術 主 任	36.9	477,400	379,874	97,526	（3級、一部は4級）
技 術 係 員	31.0	359,461	282,170	77,291	（1級、2級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種（100人以上1,000人未満）

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	歳	円	円	円	円	構成員 50 人以上の支店（社）の長（7級）
事 務 部 長	51.6	800,799	800,799	0	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（7級）
事 務 部 次 長	50.5	633,313	633,313	0	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（7級）
事 務 課 長	50.9	548,811	548,811	2,835	2,835	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（5級）
事 務 課 長 代 理	46.5	524,874	522,039	22,545	22,545	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
事 務 係 長	42.9	473,373	450,828	49,945	49,945	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（3級）
事 務 主 任	39.1	424,284	374,339	44,496	44,496	（1級、2級、一部は3級）
事 務 係 員	36.6	364,760	320,264	43,068	43,068	（1級）
31.0	301,429	258,361				
工 場 長	54.0	635,120	635,120	0	0	構成員 50 人以上の工場の長（7級）
技 術 部 長	50.3	622,353	622,353	0	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（7級）
技 術 部 次 長	50.5	544,427	544,427	0	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（7級）
技 術 課 長	43.6	504,021	498,609	5,412	5,412	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（5級）
技 術 課 長 代 理	38.8	454,962	428,724	26,238	26,238	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
技 術 係 長	36.5	411,358	337,163	74,195	74,195	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（3級）
技 術 主 任	34.5	398,916	321,943	76,973	76,973	（1級、2級、一部は3級）
技 術 係 員	29.6	329,244	262,914	66,330	66,330	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種（50人以上100人未満）

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員 50 人以上の支店（社）の長（6級）
事 務 部 長	50.0	615,143	615,143	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（6級）
事 務 部 次 長	49.7	581,597	581,597	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（6級）
事 務 課 長	42.6	478,854	471,609	7,245	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（5級）
事 務 課 長 代 理	39.6	428,074	378,306	49,768	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
事 務 係 長	37.1	415,230	364,322	50,908	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（3級）
事 務 主 任	34.1	355,192	296,143	59,049	（1級、2級、一部は3級）
事 務 係 員	31.0	284,340	251,695	32,645	（1級）
工 場 長	—	—	—	—	構成員 50 人以上の工場の長（6級）
技 術 部 長	49.8	568,335	568,335	0	2課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（6級）
技 術 部 次 長	51.2	500,098	500,098	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（6級）
技 術 課 長	40.6	451,044	444,657	6,387	2係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（5級）
技 術 課 長 代 理	39.6	395,304	353,174	42,130	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
技 術 係 長	38.3	411,482	365,481	46,001	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（3級）
技 術 主 任	35.6	388,641	321,909	66,732	（1級、2級、一部は3級）
技 術 係 員	28.9	290,751	251,455	39,296	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。